

第5部－第3 障がい者福祉の充実

I まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
障害福祉サービスの受給者証 発行数	951人	1,150人	増加	増加
障害福祉サービスの利用率 (利用者数／発行数)	86%	90%	増加	増加

障害福祉サービスの利用状況を示す指標です。障がい者の自立支援を推進するため、相談支援の充実等によりニーズに応じた的確なサービスの提供を行います。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
市内グループホーム・ケアホーム の入居定員	103人	130人	140人	150人

障がい者の地域生活の受け入れ体制を示す指標です。市内の社会福祉法人等との協働のもと地域生活の受け皿となるグループホーム・ケアホーム(注1)の入居定員の拡充を図ります。

(注1)障がい者グループホーム・ケアホーム：夜間や休日、共同生活を行う住居のことで、入浴や食事、トイレ等の介護や、相談などの援助を行います。

II 施策・主な事業の体系

◎：主要事業 ※：推進事業

1 計画の策定と推進

(1)計画の策定と推進	◎ ①「健康福祉総合計画2022(仮称)」の策定と推進 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)
	◎ ②「障がい福祉計画」の策定と推進

2 障がい者を支える環境づくり

(1)障がい者の権利保障	※ ①差別禁止・虐待防止の取り組み
	※ ②権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)
(2)「コミュニティ創生」による「共に 生きる」地域づくり	◎ ①地域ケア推進事業の全市展開 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)
	◎ ②災害時要援護者支援事業の推進 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)
(3)バリアフリーのまちづくり	◎ ①バリアフリーのまちづくりの推進 (「第3部－第3 住環境の改善」参照)
	※ ②心のバリアフリーの推進 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)

3 相談機能の充実と障がい者の視点に立った支援体制の確立

(1)相談機能の充実	※ ①相談支援体制の強化と相談機能の充実
	※ ②障がい者ケアマネジメント体制の推進
(2)サービス利用者への支援	①福祉サービス利用援助事業の推進
(3)わかりやすい情報提供	①わかりやすい情報提供の充実

4 社会参加と交流の推進

(1)障がい者の社会参加の促進	①社会参加の条件整備
-----------------	------------

(2)障がい者の就労の推進	※ ①就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの充実
	※ ②障がい者就労支援事業所の運営支援
(3)交流の推進	①支え合う意識づくり

5 地域における自立生活の支援

(1)障害者自立支援法の適切な運営と障がい者制度改革への対応	※ ①障がい者自立支援事業の推進
	※ ②抜本的な障がい者制度改革への対応
(2)障がい者(児)の自立生活支援	◎ ①北野ハピネスセンター成人部門のあり方の検討
	※ ②家族支援の充実
	※ ③発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援
	④高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)
(3)障がい児の生活支援	◎ ①北野ハピネスセンター幼児部門の移転と機能の拡充
	※ ②発達障がい児等にかかる専門療育支援体制の充実

6 自立支援のための基盤整備とサービスの質の確保

(1)施設整備の推進	◎ ①新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の整備と活用 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)
	※ ②障がい者福祉施設等の検討
(2)障がい者福祉施設の充実	※ ①障がい者グループホーム等の設置の支援
(3)サービスの質と人財の確保	※ ①障がい者を地域で支える担い手の確保
	※ ②第三者評価事業の推進と支援 (「第5部－第1 地域福祉の推進」参照)

7 推進体制の整備

(1)計画の推進体制	※ ①障がい者地域自立支援協議会の運営の推進
(2)関係団体等との連携	①関係団体等との連携による施策の充実

Ⅲ 主要事業

1-(1)-② 「障がい福祉計画」の策定と推進

「高齢者・障がい者実態調査(生活ニーズ調査)」などの結果を踏まえ、「障がい福祉計画」を策定し、障がい者に関する施策を推進します。計画の策定にあたっては、障がい当事者をはじめとする幅広い市民の参加を図りながら検討を進めます。

5-(2)-① 北野ハピネスセンター成人部門のあり方の検討

障がい者とその家族をはじめとする市民ニーズの把握に努めるとともに、市内における福祉サービスの供給状況を勘案しつつ、今後の北野ハピネスセンター成人部門の施設や運営のあり方を検討します。

5-(3)-① 北野ハピネスセンター幼児部門の移転と機能の拡充

現在北野ハピネスセンターで行っている幼児部門の各種相談、療育、指導、訓練等の機能を新川防災公園・多機能複合施設(仮称)へ移転し、地域の中核的な療育支援施設として整備します。同一施設内に集約される総合保健センターと連携することにより、発見・相談・療育のワンストップサービスに取り組みます。

IV 推進事業

2-(1)-① 差別禁止・虐待防止の取り組み

障害者制度改革推進会議での議論や国の制度改革の動向を踏まえ、差別禁止・虐待防止の取り組みを進めます。また、障がい者の虐待防止に関しては、障害者虐待防止法に基づき、基礎自治体として適切な対応が求められるため、権利擁護センターみとかとの連携も含め、相談業務や調査業務の充実を検討します。

3-(1)-① 相談支援体制の強化と相談機能の充実

新たに障害者自立支援法に示された基幹相談支援センターのあり方の検討を行うとともに、指定相談支援事業等の拡充により、相談支援体制の強化を図ります。また、ICT(情報通信技術)を活用し、様々な障がいに対応できるような情報提供と相談体制の充実を図ります。

3-(1)-② 障がい者ケアマネジメント体制の推進

地域でサービスを必要としている障がい者に対して、総合的な相談支援を実施し、ケアプラン等を作成、管理することにより、サービスの利用を支援します。

障がい者本人の意向や要望を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉・保健・医療・教育・就労などの多様なサービスを総合的に提供するために、個々人のケアに関する計画を作成し実施する、障がい者ケアマネジメント体制の整備を検討します。

4-(2)-① 就労支援センターを中心とした就労支援ネットワークの充実

4-(2)-② 障がい者就労支援事業所の運営支援

障がい者の雇用・就労、自立を支援するために、障がい者就労支援センター「かけはし」を中心に、民間企業・事業所等を含めた雇用の場と福祉等の関係機関による就労支援に係るネットワークを構築し、障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

また、障がい者就労支援施設等で働く障がい者の工賃確保及び勤労意欲の向上のため、自主製品・販売ネットワーク事業の推進や職場内実習の実施など職業訓練・就労訓練等の支援事業に取り組みます。

5-(1)-① 障がい者自立支援事業の推進

5-(1)-② 抜本的な障がい者制度改革への対応

障がい者が住み慣れた地域で、地域社会の構成員として自立して生活できるよう、市民、事業者、関係団体等と協議して、障がい者の地域移行や退院促進、就労支援等をはじめとした、障がい者自立支援事業を推進し、生活や活動の場の整備及び支援システムの整備を推進します。

また、地域における自立生活支援や障がい者の権利擁護事業の充実など、平成 22 年 12 月に改正された障害者自立支援法の適切な運営を図ります。障害者総合福祉法(仮称)の検討状況や障害者権利条約の批准等、国の動向を注視しながら、新たな制度への適切な対応に努めます。

5-(2)-② 家族支援の充実

介護者の病気や家庭の都合などにより、在宅での介護に困難が生じた場合に利用できる、重度身体障がい者(児)ショートステイ事業や福祉訪問員等派遣事業の継続実施、また家族支援の視点からの相談機能の充実を図ります。

5-(2)-③ 発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等に対する支援

自閉症などの発達障がいを有する在宅の障がい者と家族に対する支援が新たな課題となっているため、各ライフステージに応じた相談支援が適切に行えるよう、各相談機関の機能の充実に努めるとともに、専門相談機関との連携の強化を図ります。

また、既存の障害福祉サービスでは支援の対象となりにくい高次脳機能障がい者、難病患者等で、地域で自立生活を営む上で、何らかの支援が必要とされる障がい者等に対して、相談支援、サービス

提供、市民理解・啓発を進めます。

5-(3)-② 発達障がい児等にかかる専門療育支援体制の充実

発達障がいを主とした療育支援対象児の今後予測される増加に対応できるよう、専門療育の提供体制の充実を図ります。

また、障がい及び発達課題を持つ子どもの家庭支援を行うとともに、一時保育事業の拡充や、地域の子育て支援施策における障がい児の家庭支援が可能となるよう、関係機関と連携を図ります。

6-(1)-② 障がい者福祉施設等の検討

調布基地跡地に調布市・府中市との三市共同で建設が予定されている障がい者施設のうち、三鷹市担当分である身体障がい者施設等について、その後の障害者自立支援法に基づく施設のあり方や民間福祉施設の整備進捗などの状況を踏まえながら検討を行います。

6-(2)-① 障がい者グループホーム等の設置の支援

障がい者施策のビジョンである「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまち」の実現のため、市内の社会福祉法人等との協働のもと地域生活の受け皿となるグループホーム、ケアホームの利用定員の拡充を図ります。

障がい者グループホーム設置支援やグループホームの家賃(施設借上費)補助等を継続的に実施し、障がい者の地域社会における自立生活を支援します。

6-(3)-① 障がい者を地域で支える担い手の確保

障がい者を地域で支える担い手には、ヘルパー等の有資格者と、地域のボランティア等のどちらの人財も必要不可欠です。市では引き続き人財確保のためのヘルパー養成研修等の実施や、地域ケアネットワークの中核となる地域ボランティアの養成に努めます。

7-(1)-① 障がい者地域自立支援協議会の運営の推進

障害者自立支援法に基づき、「障がい福祉計画」等の進捗状況を確認し、必要な施策の検討を行うとともに、障がい当事者も含む市民、事業者、関係団体など幅広い分野の委員からなる、障がい者地域自立支援協議会の運営を推進します。

V 関連個別計画

- ・健康福祉総合計画 2022(仮称)
- ・第3期障がい福祉計画